

各種事務事業（上・下水道事業）の取扱いについて

各種事務事業（上・下水道事業）の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 1 月 2 2 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

各種事務事業（上・下水道事業）の取扱いについて
1 . 上水道事業 上水道事業及び簡易水道事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
2 . 下水道事業 (1) 下水道事業については、現行のとおり引き継ぐものとし、新町において全体計画の見直しを行うものとする。 (2) 受益者負担金、下水道使用料等については、当面現行のとおりとし、新町において統一するよう調整するものとする。 (3) 下水道施設改修資金融資あっせん及び利子補給制度については、合併時に廃止する。

平成 1 6 年 1 月 2 2 日確認

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21- 各種事務事業の取扱い	関係項目	上・下水道事業（上水道、簡易水道事業）
調整方針	上水道事業及び簡易水道事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。		

区分	現況			魚島村	調整内容																																												
	弓削町	生名村	岩城村																																														
	上島上水道企業団																																																
給水区域	<p>○上水道給水区域 給水区域：弓削町（豊島、百貫島、上弓削1番地を除く）、生名村（生名村1, 389番地から1, 391番地、1, 423番地、1, 424番地、2, 375番地から2, 586番地、2, 880番地、2, 881番地、2, 897番地を除く）、岩城村（岩城村4, 537番地、4, 538番地、6, 394番地から7, 941番地を除く）の区域の一部とする。</p> <p>給水人口：11, 885人</p> <p>1日最大給水量：4, 754m³</p>			<p>○簡易水道給水区域 給水区域：魚島村魚島及び高井神島全域</p> <p>給水人口：334人</p> <p>1日最大給水量：123m³</p>	現行のとおりとする。																																												
水道料金	<p>○上水道料金 【根拠】上島上水道企業団給水条例（給水料金） 第25条 給水料金の額は、別表1に定める区分により基本料金と超過料金との合計額に100分の105を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。</p> <p>別表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基 本</th> <th colspan="2">超 過</th> <th colspan="2">そ の 他</th> </tr> <tr> <th>水 量</th> <th>料 金</th> <th>水 量</th> <th>料 金</th> <th colspan="2">臨時用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5m³</td> <td>1, 200円</td> <td>6m³以上</td> <td>270円</td> <td colspan="2">800(円/m³)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用料) 第28条 量水器の使用料は、別表2に定める区分による額に100分の105を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。</p> <p>別表2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口 径</th> <th>20mm</th> <th>25mm</th> <th>30mm</th> <th>40mm</th> <th>50mm</th> <th>65mm以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>量水器使用料</td> <td>220円</td> <td>250円</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>1100円</td> <td>企業長が定める。</td> </tr> </tbody> </table>			基 本		超 過		そ の 他		水 量	料 金	水 量	料 金	臨時用		5m ³	1, 200円	6m ³ 以上	270円	800(円/m ³)		口 径	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	65mm以上	量水器使用料	220円	250円	400円	500円	1100円	企業長が定める。	<p>○簡易水道料金 【根拠】魚島村簡易水道事業条例（料金） 第26条 料金は、次の区分により徴収する。 (1) 一般用給水装置 ア 基本料金 2m³まで 530円 イ 超過料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用数量</th> <th>1m³当たりの料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3m³から10m³まで</td> <td>260円</td> </tr> <tr> <td>11m³から20m³まで</td> <td>320円</td> </tr> <tr> <td>21m³から30m³まで</td> <td>370円</td> </tr> <tr> <td>31m³から40m³まで</td> <td>470円</td> </tr> <tr> <td>41m³以上</td> <td>890円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 産業用給水装置 1m³につき 890円 (3) 臨時用給水装置 1m³につき 890円</p>	使用数量	1m ³ 当たりの料金	3m ³ から10m ³ まで	260円	11m ³ から20m ³ まで	320円	21m ³ から30m ³ まで	370円	31m ³ から40m ³ まで	470円	41m ³ 以上	890円	現行のとおりとする。
基 本		超 過		そ の 他																																													
水 量	料 金	水 量	料 金	臨時用																																													
5m ³	1, 200円	6m ³ 以上	270円	800(円/m ³)																																													
口 径	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	65mm以上																																											
量水器使用料	220円	250円	400円	500円	1100円	企業長が定める。																																											
使用数量	1m ³ 当たりの料金																																																
3m ³ から10m ³ まで	260円																																																
11m ³ から20m ³ まで	320円																																																
21m ³ から30m ³ まで	370円																																																
31m ³ から40m ³ まで	470円																																																
41m ³ 以上	890円																																																
加入金	<p>○上水道加入金 【根拠】上島上水道企業団給水条例（加入金） 第32条 給水装置を新設し、若しくは改造（量水器の口径を増径する場合に限る。以下本条において同じ。）し、又は、従前の給水装置を撤去し、新規に給水装置を設置（従前の給水装置に係る量水器の口径に比べて増径を伴う場合に限る。以下本条において同じ。）しようとする者は、企業長に給水申込加入金（以下「加入金」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2 加入金の額は、量水器の口径に応じ別表4に定める額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、給水装置を改造しようとする者に係る加入金の額は、改造後の給水装置に係る量水器の口径に対応する加入金の額から改造前の給水装置に係る量水器の口径に対応する加入金の額を控除して得た額とし、従前の給水装置を撤去し新規に給水装置を設置しようとする者に係る加入金の額は、新規に設置しようとする給水装置に係る量水器の口径に対応する加入金の額から撤去しようとする給水装置に係る量水器の口径に対応する加入金の額を控除して得た額とする。</p> <p>3 加入金は、給水装置工事の申込みの際徴収する。</p> <p>4 既納の加入金は、還付しない。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>			○簡易水道加入金 なし	現行のとおりとする。																																												

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21- 各種事務事業の取扱い	関係項目	上・下水道事業（上水道、簡易水道事業）
調整方針	上水道事業及び簡易水道事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。		

区分	現況						調整内容
	弓削町	生名村	岩城村		魚島村		
	上島上水道企業団						
手数料	別表4						○簡易水道関係手数料 なし
	口径	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	
	加入金	50,000円	90,000円	150,000円	300,000円	500,000円	企業長が定める。
	○上水道関係手数料 【根拠】上島上水道企業団給水条例 (手数料) 第31条 手数料の種類及び額は、別表3に定める区分により、申込者から申込の際、これを徴収する。ただし、企業長が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込後、徴収することができる。						
	別表3						
	種別	単位	新設又は 全面改造工事	その他の工事			
	給水装置工事設計手数料	1件	5,000円	2,500円			
	設計審査手数料	1回	3,000円	1,500円			
	工事検査手数料	1回	4,000円	2,000円			
	給水装置工事業者指定手数料	1件	10,000円				
検針	○上水道検針 【概要】 検針用機器において当月値を入力し、使用水量のお知らせと前々月分の領収書を各家に置いてくる。 ①現在契約中で異議申し立てがなければ毎年更新 ②検針員は5人 ③委託料は1件あたり55円 ④現在の検針件数は約3,400件						○簡易水道検針 【概要】 検針票に今回指針値を記入、今回指針値と前回指針値の差を使用水量に記入し、検針票(控)を各家庭に置いてくる。 ①年度当初に契約を締結 ②検針員は1人 ③委託料は月20,400円 ④現在の検針件数は233件

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21-1 各種事務事業の取扱い	関係項目	上・下水道事業（下水道事業）
調整方針	(1) 下水道事業については、現行のとおりに引き継ぐものとし、新町において全体計画の見直しを行うものとする。 (2) 受益者負担金、下水道使用料等については、当面現行のとおりにし、新町において統一するよう調整するものとする。 (3) 下水道施設改修資金融資あっせん及び利子補給制度については、合併時に廃止する。		

区分	現況			調整内容	
	弓削町	生名村	岩城村		
1 全体計画 事業認可	事業名 特定環境保全公共下水道 弓削地区			事業名 特定環境保全公共下水道 生名地区	
	項目	全体計画	事業認可		
	事業期間	H4～H17	H4～H17		
	供用開始	H10.3.31	H10.3.31		
	計画処理面積 (ha)	95.3	95.3		
	計画処理人口 (人)	3,600	3,600		
	計画日平均 (m ³ /日)	1,093	1,093		
	計画日最大 (m ³ /日)	1,607	1,607		
	処理能力 (m ³ /日)	1,650	1,650		
	ポンプ施設 (箇所)	10	10		
処理場 (箇所)	1	1			
排除方式	分流式	分流式			
処理方法	OD法	OD法			
※ポンプ施設はマンホール形式ポンプ場			※ポンプ施設はマンホール形式ポンプ場		
事業名 農業集落排水事業 佐島地区			事業名 農業集落排水事業 西部地区		
項目	全体計画	事業認可	項目	全体計画	事業認可
事業期間	H9～H13	H9～H13	事業期間	H2～H4	H2～H4
供用開始	H13.4.1	H13.4.1	供用開始	H5.4.1	H5.4.1
計画処理面積 (ha)	30.0	30.0	計画処理面積 (ha)	8.0	8.0
計画処理人口 (人)	750	750	計画処理人口 (人)	270	270
計画日平均 (m ³ /日)	203	203	計画日平均 (m ³ /日)	73	73
計画日最大 (m ³ /日)	247.5	247.5	計画日最大 (m ³ /日)	89.1	89.1
処理能力 (m ³ /日)	250	250	処理能力 (m ³ /日)	89	89
※ポンプ施設はマンホール形式ポンプ場			※ポンプ施設はマンホール形式ポンプ場		
事業名 廃棄物処理施設整備 (コミュニティ・プラント) 魚島地区			事業名 廃棄物処理施設整備 (コミュニティ・プラント) 高井神地区		
項目	全体計画	事業認可	項目	全体計画	事業認可
事業期間	H元～H3	H元～H3	事業期間	H元～H3	H元～H3
供用開始	H4.7.20	H4.7.20	供用開始	H1.7.20	H1.7.20
計画処理面積 (ha)	176.2	176.2	計画処理面積 (ha)	108.5	108.5
計画処理人口 (人)	334	334	計画処理人口 (人)	105	105
計画日平均 (m ³ /日)	133	133	計画日平均 (m ³ /日)	29	29
計画日最大 (m ³ /日)	190	190	計画日最大 (m ³ /日)	41.0	41.0
処理能力 (m ³ /日)	190	190	処理能力 (m ³ /日)	41	41
ポンプ施設 (箇所)	6	6	ポンプ施設 (箇所)	1	1
処理場 (箇所)	1	1	処理場 (箇所)	1	1
排除方式	分流式	分流式	排除方式	分流式	分流式
処理方法	接触ばっき	接触ばっき	処理方法	接触ばっき	接触ばっき
※ポンプ施設はマンホール形式ポンプ場			※ポンプ施設はマンホール形式ポンプ場		

現行のとおりに新町に引き継ぐ。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21- 各種事務事業の取扱い	関係項目	上・下水道事業（下水道事業）
調整方針			

区分	現 生 名 村						調 整 内 容																																																																																																																							
	弓 削 町		岩 城 村			魚 島 村																																																																																																																								
※ポンプ施設はマンホール形式ポンプ場 事業名 合併処理浄化槽設置整備事業 浄化槽市町村整備推進事業 狩尾・大谷・日比・鎌田・佐島地区 設 置 個 数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>全 体 計 画</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業期間</td> <td>H14～H17</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5人槽</td> <td>75</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>7人槽</td> <td>21</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>10人槽</td> <td>5</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>11～15人槽</td> <td>2</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>16～20人槽</td> <td>3</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>26～30人槽</td> <td>1</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>31～40人槽</td> <td>1</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>41～50人槽</td> <td>2</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>51人槽以上</td> <td>2</td> <td>基</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	全 体 計 画		事業期間	H14～H17		5人槽	75	基	7人槽	21	基	10人槽	5	基	11～15人槽	2	基	16～20人槽	3	基	26～30人槽	1	基	31～40人槽	1	基	41～50人槽	2	基	51人槽以上	2	基	<table border="1"> <tr> <td>ポンプ施設(箇所)</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>処理場(箇所)</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>排除方式</td> <td>分流式</td> <td>分流式</td> </tr> <tr> <td>処理方法</td> <td>回分式活性汚泥法</td> <td>回分式活性汚泥法</td> </tr> </table>	ポンプ施設(箇所)	5	5	処理場(箇所)	1	1	排除方式	分流式	分流式	処理方法	回分式活性汚泥法	回分式活性汚泥法	<table border="1"> <tr> <td>ポンプ施設(箇所)</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>処理場(箇所)</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>排除方式</td> <td>分流式</td> <td>分流式</td> </tr> <tr> <td>処理方法</td> <td>嫌気ろ床及び接触ばっ気を組み合わせた方式</td> <td>嫌気ろ床及び接触ばっ気を組み合わせた方式</td> </tr> </table> ※ポンプ施設はマンホール形式ポンプ場 小漕地区 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>全体計画</th> <th>事業認可</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業期間</td> <td>H5～H9</td> <td>H5～H9</td> </tr> <tr> <td>供用開始</td> <td>H10.4.1</td> <td>H10.4.1</td> </tr> <tr> <td>計画処理面積(ha)</td> <td>14.9</td> <td>14.9</td> </tr> <tr> <td>計画処理人口(人)</td> <td>300</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>計 画 汚 水</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日平均(m³/日)</td> <td>81</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>日最大(m³/日)</td> <td>99.0</td> <td>99.0</td> </tr> <tr> <td>処理能力(m³/日)</td> <td>99</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>ポンプ施設(箇所)</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>処理場(箇所)</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>排除方式</td> <td>分流式</td> <td>分流式</td> </tr> <tr> <td>処理方法</td> <td>沈殿分離及び接触ばっ気を組み合わせた方式</td> <td>沈殿分離及び接触ばっ気を組み合わせた方式</td> </tr> </tbody> </table> ※ポンプ施設はマンホール形式ポンプ場 長江地区 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>全体計画</th> <th>事業認可</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業期間</td> <td>H9～H12</td> <td>H9～H12</td> </tr> <tr> <td>供用開始</td> <td>H12.4.1</td> <td>H12.4.1</td> </tr> <tr> <td>計画処理面積(ha)</td> <td>11.5</td> <td>11.5</td> </tr> <tr> <td>計画処理人口(人)</td> <td>200</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table>	ポンプ施設(箇所)	3	3	処理場(箇所)	1	1	排除方式	分流式	分流式	処理方法	嫌気ろ床及び接触ばっ気を組み合わせた方式	嫌気ろ床及び接触ばっ気を組み合わせた方式	項 目	全体計画	事業認可	事業期間	H5～H9	H5～H9	供用開始	H10.4.1	H10.4.1	計画処理面積(ha)	14.9	14.9	計画処理人口(人)	300	300	計 画 汚 水			日平均(m ³ /日)	81	81	日最大(m ³ /日)	99.0	99.0	処理能力(m ³ /日)	99	99	ポンプ施設(箇所)	8	8	処理場(箇所)	1	1	排除方式	分流式	分流式	処理方法	沈殿分離及び接触ばっ気を組み合わせた方式	沈殿分離及び接触ばっ気を組み合わせた方式	項 目	全体計画	事業認可	事業期間	H9～H12	H9～H12	供用開始	H12.4.1	H12.4.1	計画処理面積(ha)	11.5	11.5	計画処理人口(人)	200	200	<table border="1"> <tr> <td>ポンプ施設(箇所)</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>処理場(箇所)</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>排除方式</td> <td>分流式</td> <td>分流式</td> </tr> <tr> <td>処理方法</td> <td>接触ばっき</td> <td>接触ばっき</td> </tr> </table> ※ポンプ施設はマンホール形式ポンプ場	ポンプ施設(箇所)	2	2	処理場(箇所)	1	1	排除方式	分流式	分流式	処理方法	接触ばっき	接触ばっき
	項 目	全 体 計 画																																																																																																																												
	事業期間	H14～H17																																																																																																																												
	5人槽	75	基																																																																																																																											
	7人槽	21	基																																																																																																																											
	10人槽	5	基																																																																																																																											
	11～15人槽	2	基																																																																																																																											
	16～20人槽	3	基																																																																																																																											
	26～30人槽	1	基																																																																																																																											
	31～40人槽	1	基																																																																																																																											
41～50人槽	2	基																																																																																																																												
51人槽以上	2	基																																																																																																																												
ポンプ施設(箇所)	5	5																																																																																																																												
処理場(箇所)	1	1																																																																																																																												
排除方式	分流式	分流式																																																																																																																												
処理方法	回分式活性汚泥法	回分式活性汚泥法																																																																																																																												
ポンプ施設(箇所)	3	3																																																																																																																												
処理場(箇所)	1	1																																																																																																																												
排除方式	分流式	分流式																																																																																																																												
処理方法	嫌気ろ床及び接触ばっ気を組み合わせた方式	嫌気ろ床及び接触ばっ気を組み合わせた方式																																																																																																																												
項 目	全体計画	事業認可																																																																																																																												
事業期間	H5～H9	H5～H9																																																																																																																												
供用開始	H10.4.1	H10.4.1																																																																																																																												
計画処理面積(ha)	14.9	14.9																																																																																																																												
計画処理人口(人)	300	300																																																																																																																												
計 画 汚 水																																																																																																																														
日平均(m ³ /日)	81	81																																																																																																																												
日最大(m ³ /日)	99.0	99.0																																																																																																																												
処理能力(m ³ /日)	99	99																																																																																																																												
ポンプ施設(箇所)	8	8																																																																																																																												
処理場(箇所)	1	1																																																																																																																												
排除方式	分流式	分流式																																																																																																																												
処理方法	沈殿分離及び接触ばっ気を組み合わせた方式	沈殿分離及び接触ばっ気を組み合わせた方式																																																																																																																												
項 目	全体計画	事業認可																																																																																																																												
事業期間	H9～H12	H9～H12																																																																																																																												
供用開始	H12.4.1	H12.4.1																																																																																																																												
計画処理面積(ha)	11.5	11.5																																																																																																																												
計画処理人口(人)	200	200																																																																																																																												
ポンプ施設(箇所)	2	2																																																																																																																												
処理場(箇所)	1	1																																																																																																																												
排除方式	分流式	分流式																																																																																																																												
処理方法	接触ばっき	接触ばっき																																																																																																																												

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21- 各種事務事業の取扱い	関係項目	上・下水道事業（下水道事業）
調整方針			

区分	現 況			調整内容																												
	弓削町	生名村	岩城村 魚島村																													
2 受益者負担金	<p>【制度】</p> <p>下水道が整備されると生活環境が著しく向上する結果、資産価値や利用価値が増大し、土地の所有者や権利者に大きな利益をもたらします。その整備によって利益をうける人は整備区域内の土地所有者や権利者に限られます。そこで、これらの受益者に建設費の一部を負担していただくことで、負担の公平を図り、また、下水道の整備を促進しようというのがこの制度である。</p> <p>【金額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般住宅（一戸あたり） 1個設置 100,000円 2個設置 150,000円 事業所等 1㎡当り500円×家屋の1階部分の床面積 ※ただし、算定した額が一般住宅の額に満たない場合は、一般住宅の額 <p>【納付方法】</p> <p>3年分割、年4期 ※一括納付有り 報奨金制度無</p>	制度なし	<table border="1"> <tr> <td>計画</td> <td>日平均 (m³/日)</td> <td>54</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>汚水</td> <td>日最大 (m³/日)</td> <td>66.0</td> <td>66.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>処理能力 (m³/日)</td> <td>66</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ポンプ施設 (箇所)</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>処理場 (箇所)</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>排除方式</td> <td>分流式</td> <td>分流式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>処理方法</td> <td>接触ばっ気方式</td> <td>接触ばっ気方式</td> </tr> </table> <p>※ポンプ施設はマンホール形式ポンプ場</p> <p>事業名 合併処理浄化槽設置整備事業 浄化槽市町村整備推進事業 予定 16年～22年(県と要調整)</p> <p>制度なし</p>	計画	日平均 (m ³ /日)	54	54	汚水	日最大 (m ³ /日)	66.0	66.0		処理能力 (m ³ /日)	66	66		ポンプ施設 (箇所)	4	4		処理場 (箇所)	1	1		排除方式	分流式	分流式		処理方法	接触ばっ気方式	接触ばっ気方式	<p>制度なし</p> <p>合併後に再編 当面は現行制度に基づき実施し、事業完了後、新町において統一するよう調整する。</p>
			計画	日平均 (m ³ /日)	54	54																										
汚水	日最大 (m ³ /日)	66.0	66.0																													
	処理能力 (m ³ /日)	66	66																													
	ポンプ施設 (箇所)	4	4																													
	処理場 (箇所)	1	1																													
	排除方式	分流式	分流式																													
	処理方法	接触ばっ気方式	接触ばっ気方式																													

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21- 各種事務事業の取扱い	関係項目	上・下水道事業（下水道事業）
調整方針			

区分	現況				調整内容																																																																										
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村																																																																											
3 下水道使用料	<p>【徴収猶予・減免】</p> <ul style="list-style-type: none"> 徴収猶予 <ul style="list-style-type: none"> 災害・盗難その他の事故に遭い、納付が困難と認められる場合 本人又は生計を一にする親族が病気又は負傷により長期療養を要する その建物の所有者が決まっていない場合 減免 <ul style="list-style-type: none"> 国又は地方公共団体が所有する建物等 自治会等が管理する集会所等の建物 <p>【金額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上水道を使用 (単位:円) <table border="1"> <tr> <td>基本料金</td> <td>10㎡まで</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一般汚水 超過料金</td> <td>11㎡～20㎡まで</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>21㎡～30㎡まで</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>31㎡～50㎡まで</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>51㎡以上</td> <td>160</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 地下水を使用 世帯人員が3人まで1人当り8㎡ 4人目から1人当り4㎡ を排出量と認定して計算 上水道と地下水を併用使用 世帯人員が3人まで1人当り4㎡ 4人目から1人当り2㎡ を排出量と認定して、上水道の使用量に加算して計算 	基本料金	10㎡まで	1,000	一般汚水 超過料金	11㎡～20㎡まで	110	21㎡～30㎡まで	130	31㎡～50㎡まで	145	51㎡以上	160	<p>【金額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道使用料を設定(月額) 一般家庭 (単位:円) <table border="1"> <tr> <td>基本料金</td> <td>1世帯につき</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>人数割料金</td> <td>1人につき</td> <td>300</td> </tr> </table> <p>事業所(宿泊施設) (単位:円)</p> <table border="1"> <tr> <td>基本料金</td> <td>1施設につき</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">一般汚水 人数割料金</td> <td>1人につき</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>収容人数20人まで</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>収容人数40人まで</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>収容人数60人まで</td> <td>4,500</td> </tr> <tr> <td>収容人数80人まで</td> <td>6,000</td> </tr> </table> <p>事業所(宿泊施設以外) (単位:円)</p> <table border="1"> <tr> <td>基本料金</td> <td>1施設につき</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一般汚水 人数割料金</td> <td>1人につき</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>授業員20人まで</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>従業員40人まで</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>従業員60人まで</td> <td>3,000</td> </tr> </table> <p>制度なし</p>	基本料金	1世帯につき	1,500	人数割料金	1人につき	300	基本料金	1施設につき	3,000	一般汚水 人数割料金	1人につき	300	収容人数20人まで	1,500	収容人数40人まで	3,000	収容人数60人まで	4,500	収容人数80人まで	6,000	基本料金	1施設につき	3,000	一般汚水 人数割料金	1人につき	300	授業員20人まで	600	従業員40人まで	1,800	従業員60人まで	3,000	<p>【金額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 枮単位でつなぎ込んだ世帯員等で算出 <table border="1"> <tr> <td>人員</td> <td>月額使用料</td> </tr> <tr> <td>2人以下</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>3—4人</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>5—7人</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>8—10人</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>11人以上</td> <td>8,500円</td> </tr> </table> <p>(消費税込み)</p> <p>算定基準日は4月1日と10月1日の2回、住民票等実情を把握して算定</p> <p>【制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道事業の個人の排水施設工事に対し、予算の範囲内で補助金を公布 	人員	月額使用料	2人以下	2,500円	3—4人	3,500円	5—7人	4,500円	8—10人	5,500円	11人以上	8,500円	<p>【金額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般家庭 基本料金 1世帯 1,020円 <p>人口割料金</p> <table border="1"> <tr> <td>人数</td> <td>料金</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>310円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>610円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>820円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>1,020円</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>1,120円</td> </tr> <tr> <td>6人</td> <td>1,220円</td> </tr> <tr> <td>7人</td> <td>1,330円</td> </tr> <tr> <td>8人以上</td> <td>1,430円</td> </tr> </table> <p>業務用 基本料金1,020円及び使用水量1㎡当たり 100円</p> <p>【制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 処理区域内において、建築物の所有者が排水設備を設置した場合は、規定で定めるところにより、その費用の一部を助成する。 	人数	料金	1人	310円	2人	610円	3人	820円	4人	1,020円	5人	1,120円	6人	1,220円	7人	1,330円	8人以上	1,430円	<p>合併後に再編 当面は現行のとおりとし、新町において統一するよう調整する。</p> <p>合併後に再編 当面は現行制度に基づき実施し、事業完了後、新町において統一するよう調整する。</p>
基本料金	10㎡まで	1,000																																																																													
一般汚水 超過料金	11㎡～20㎡まで	110																																																																													
	21㎡～30㎡まで	130																																																																													
	31㎡～50㎡まで	145																																																																													
	51㎡以上	160																																																																													
基本料金	1世帯につき	1,500																																																																													
人数割料金	1人につき	300																																																																													
基本料金	1施設につき	3,000																																																																													
一般汚水 人数割料金	1人につき	300																																																																													
	収容人数20人まで	1,500																																																																													
	収容人数40人まで	3,000																																																																													
	収容人数60人まで	4,500																																																																													
	収容人数80人まで	6,000																																																																													
基本料金	1施設につき	3,000																																																																													
一般汚水 人数割料金	1人につき	300																																																																													
	授業員20人まで	600																																																																													
	従業員40人まで	1,800																																																																													
	従業員60人まで	3,000																																																																													
人員	月額使用料																																																																														
2人以下	2,500円																																																																														
3—4人	3,500円																																																																														
5—7人	4,500円																																																																														
8—10人	5,500円																																																																														
11人以上	8,500円																																																																														
人数	料金																																																																														
1人	310円																																																																														
2人	610円																																																																														
3人	820円																																																																														
4人	1,020円																																																																														
5人	1,120円																																																																														
6人	1,220円																																																																														
7人	1,330円																																																																														
8人以上	1,430円																																																																														
4 水洗便所改造等助成金	<p>【制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭の排水設備及び水洗便所の工事は相当の費用を要するので、受益者負担費用の軽減のために改造等費用等の助成を行っている。 	<p>制度なし</p>	<p>【制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道事業の個人の排水施設工事に対し、予算の範囲内で補助金を公布 	<p>【制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 処理区域内において、建築物の所有者が排水設備を設置した場合は、規定で定めるところにより、その費用の一部を助成する。 	<p>合併後に再編 当面は現行制度に基づき実施し、事業完了後、新町において統一するよう調整する。</p>																																																																										

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21- 各種事務事業の取扱い	関係項目	上・下水道事業（下水道事業）
調整方針			

区分	現況			調整内容																			
	弓削町	生名村	岩城村																				
5 生活扶助世帯 水洗便所改造資金 補助金	<p>【助成金額】</p> <table border="1"> <tr> <th>工事 実施期間</th> <th>助成金額 (対象工事費の)</th> <th>限度額</th> </tr> <tr> <td>1年目</td> <td>1/2以内</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>2年目</td> <td>1/4以内</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>3年目</td> <td>1/8以内</td> <td>5万円</td> </tr> </table> <p>【助成対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住及び営業（居住兼用のものに限る）の家屋の所有者又は使用者 ・建物は、個人で所有するものに限る。 <p>【制度】</p> <p>水洗便所の普及及び促進を図るため、生活扶助世帯の行う水洗便所に改造する工事に要する経費についての補助制度</p> <p>【補助金の額】</p> <p>町長が認定する額</p> <p>【交付の対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改造工事を行う家屋は、生活扶助を受けている世帯の所有であること。 ・改造工事を行う便所は、その世帯が専用で使用するものであること。 	工事 実施期間	助成金額 (対象工事費の)	限度額	1年目	1/2以内	20万円	2年目	1/4以内	10万円	3年目	1/8以内	5万円	制度なし	<p>【補助金額等】</p> <p>排水施設工事とは、し尿及び生活雑排水宅内配管工事をいい、新築、増改築の別は問わない補助金は、排水施設工事に要する費用で、15万円を限度</p> <p>制度なし</p>	<p>【助成金額】</p> <table border="1"> <tr> <th>工事 実施期間</th> <th>助成金額 (対象工事費の)</th> <th>限度額</th> </tr> <tr> <td>2年間</td> <td>全額</td> <td>20万円</td> </tr> </table> <p>【助成対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理区域内の建物んの所有者又は、改修工事について当該建築物の所有者の同意を得た使用者であること。 ・融資を受けた改修金について、償還能力があること。 <p>制度なし</p>	工事 実施期間	助成金額 (対象工事費の)	限度額	2年間	全額	20万円	<p>合併後に再編 当面は現行のとおりとし、新町において統一するよう調整する。</p> <p>合併時に廃止</p>
	工事 実施期間	助成金額 (対象工事費の)	限度額																				
1年目	1/2以内	20万円																					
2年目	1/4以内	10万円																					
3年目	1/8以内	5万円																					
工事 実施期間	助成金額 (対象工事費の)	限度額																					
2年間	全額	20万円																					
6 下水道施設改修資金 融資あっせん及び 利子補給	制度なし	制度なし	<p>【制度】</p> <p>下水処理区域内において、下水道施設を改修するものに対する資金の融資あっせん及びその融資を行う取扱金融機関への利子の補給を行う。</p> <p>【融資あっせん対象】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 処理区域内の建築物の所有者又は、改修工事について当該建築物の所有者の同意を得た使用者であること。 (2) 融資を受けた改修資金について、償還能力があること。 (3) 下水処理開始の日から2年以内に行う改修工事であること。 (4) 魚島村が適当と認める連帯保証人を有すること。 																				

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21- 各種事務事業の取扱い	関係項目	上・下水道事業（下水道事業）
調整方針			

区分	現況			調整内容	
	弓削町	生名村	岩城村		
7 農業集落排水基金	該当なし	該当なし	<p>【融資あっせん額】 改修工事1件につき40万円以下で村長が査定した金額とする。</p> <p>【利子補給】 約定弁済日までの間の利子の全額を補給する。</p> <p>【制度】 下水道施設の管理、運営を円滑に推進するため基金を設置</p> <p>【積み立て及び管理】 積立金は下水道特別会計で定める額とし、運用から生ずる収益は基金に編入する。</p>	<p>【融資あっせん額】 改修工事1件につき40万円以下で村長が査定した金額とする。</p> <p>【利子補給】 約定弁済日までの間の利子の全額を補給する。</p> <p>該当なし</p>	<p>合併後に再編 当面は現行のとおりとし、新町において統一するよう調整する。</p>
8 管理組合	該当なし	該当なし	<p>処理区毎に管理組合を設置、住民の下水処理に関する意識の高揚のため、処理場の簡単な清掃管理、そのゴミ等の除去等をする。その他営農飲雑用水タンクの清掃もする。毎年1回組合総会費用は組合員で積み立て。</p>	<p>該当なし</p>	<p>合併後に再編 当面は現行のとおりとし、新町において統一するよう調整する。</p>

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	上・下水道事業
調整方針	資 料		

上・下水道事業の取扱いに関する法令	
<p>【水道法】</p> <p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。</p> <p>（責務）</p> <p>第二条 国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。</p> <p>2 国民は、前項の国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、自らも、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に努めなければならない。</p> <p>第二条の二 地方公共団体は、当該地域の自然的社会的諸条件に応じて、水道の計画的整備に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、水道事業及び水道用水供給事業を経営するに当たっては、その適正かつ能率的な運営に努めなければならない。</p> <p>2 国は、水源の開発その他の水道の整備に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを推進するとともに、地方公共団体並びに水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、必要な技術的及び財政的援助を行うよう努めなければならない。</p> <p>【下水道法】</p> <p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>（管理）</p> <p>第三条 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、二以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは設置することが困難であると認められる場合においては、関係市町村と協議して、当該公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。この場合において、関係市町村が協議に応じようとするときは、あらかじめその議会の議決を経なければならない。</p> <p>（事業計画の認可）</p> <p>第四条 前条の規定により公共下水道を管理する者（以下「公共下水道管理者」という。）は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。認可を受けた事業計画の変更（政令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。</p> <p>2 国土交通大臣（政令で定める事業計画にあっては、都道府県知事。第六条において同じ。）は、前項の認可をしようとするときは、政令で定める場合を除き、あらかじめ、保健衛生上の観点からする環境大臣の意見をきかなければならない。</p>	<p>（事業計画に定めるべき事項）</p> <p>第五条 前条第一項の事業計画においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 排水施設（これを補完する施設を含む。）の配置、構造及び能力並びに予定処理区域 二 終末処理場の配置、構造及び能力又は流域下水道と接続する位置 三 終末処理場以外の処理施設（これを補完する施設を含む。）を設ける場合には、その配置、構造及び能力 四 工事の着手及び完成の予定年月日 <p>2 前項の事業計画の記載方法その他その記載に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。</p> <p>（水洗便所への改造義務等）</p> <p>第十一条の三 処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第九条第二項において準用する同条第一項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から三年以内に、その便所を水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。）に改造しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 建築基準法第三十一条第一項の規定に違反している便所が設けられている建築物の所有者については、前項の規定は、適用しない。 3 公共下水道管理者は、第一項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等当該くみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。 4 第一項の期限後に同項の違反に係る建築物の所有権を取得した者に対しても、前項と同様とする。 5 市町村は、くみ取便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、必要な資金の融通又はそのあつせん、その改造に関し利害関係を有する者との間に紛争が生じた場合における和解の仲介その他の援助に努めるものとする。 6 国は、市町村が前項の資金の融通を行なう場合には、これに必要な資金の融通又はそのあつせんに努めるものとする。 <p>（使用料）</p> <p>第二十条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 使用料は、次の原則によって定めなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。 三 定率又は定額をもって明確に定められていること。 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。 3 公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第百三十三号）の規定に基づき事業者がその設置の費用の一部を負担した公共下水道について当該事業者及びその他の事業者から徴収する使用料は、政令で定める基準に従い、当該事業者が同法の規定に基づいてした費用の負担を勘案して定めなければならない。

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	上・下水道事業
調整方針	資 料		

先 進 事 例	
<p>篠山市 <H11.4.1合併> 〔兵庫県 多紀郡 篠山町、西紀町、丹南町、今田町〕</p> <p>水道（簡易水道）事業の取扱い (1) 水道事業会計は統一を図り、使用料については、篠山町の例による。 (2) 水道給水区域については、現行のとおりとする。 (3) 水道給水にかかる新規加入金等については、西紀町の例によるものとし、臨時給水にかかる費用については、丹南町及び今田町の例による。 (4) 開発にかかる給水協力金については、合併時に調整する。</p> <p>下水道事業の取扱い (1) 下水道使用料については、篠山町の例による。 (2) 生活廃水処理事業にかかる受益者負担については、次のとおり実施するものとする。 ア 都市計画下水道事業負担金については、現行のとおりとする。 イ 特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業分担金については、篠山町の例による。 (3) 生活廃水処理事業にかかる加入及び管理等については、次のとおり実施するものとする。 ア 農業集落排水事業新規加入者分担金については、現行のとおりとする。 イ 農業集落排水施設管理については、西紀町及び今田町の例による。 (4) 生活廃水処理事業にかかる助成制度については、次のとおり実施するものとする。 ア 水洗便所改造資金助成制度については、西紀町及び今田町の例による。 イ 合併処理浄化槽設置整備事業補助額については、集合処理区域の負担額と設置額を比較積算のうえ合併時に調整する。 ウ 水洗便所及び排水設備整備資金利子補給制度については、篠山町の例による。 (5) 下水道事業基金については、合併時に合計額をもって基金を設置する。</p> <p>さいたま市 <H13.5.1合併> 〔埼玉県 浦和市、大宮市、与野市〕</p> <p>下水道事業の取扱い 下水道事業については、合併後速やかに整備計画を策定し、事業の進捗を図るとともに、下水道施設の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>あさぎり町 <H15.4.1合併> 〔熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村〕</p> <p>水道事業の取扱い (1) 水道使用料については、合併時に統一料金とする。 (2) 加入金については、免田町の例による。 (3) メーター使用料については、上村、岡原村の例による。</p> <p>下水道事業の取扱い (1) 受益者分担金については、上村、免田町、須恵村、深田村の例による。 (2) 下水道使用料については、上村、免田町、深田町の例による。 (3) 水洗便所改造工事費等助成制度については、上村の例による。 ただし、助成条件については、居住要件及び居住要件に該当しないものの取扱い規定を削除し、供用開始後3年以内に接続したものに適用する。 (4) 生活扶助世帯に対する排水設備費等補助金については、上村、免田町、須恵村、深田村の例による。</p>	<p>東宇和・三瓶町合併協議会 <西予市；H16.3.31までに合併予定> 〔愛媛県 東宇和郡 明浜町、宇和町、野村町、城川町、西宇和郡 三瓶町〕</p> <p>（簡易水道） 1 管理運営等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 2 水道料金については、統一が困難であるため、当面現行のとおりとする。 3 量水器使用料については、水道料金に含める方向で合併時に調整する。 4 加入金については、当面現行のとおりとする。 5 検針及び料金徴収の方法については、管理運営方法が各簡易水道組合で異なるため、当面現行のとおりとする。</p> <p>（上水道） 1 管理運営等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 2 水道料金については、独立採算制が原則であり、当面の間は現行のとおりとする。 3 加入金については、各町の水道整備状況により異なるので、現行のとおりとする。 4 検針及び料金徴収の方法については、現行のとおりとする。 5 設計審査等の手数料については、宇和町・野村町の例により統一する。 6 その他の手数料については、合併時に調整し、新たに定める。</p> <p>（下水道） 1 公共下水道事業については、次のとおり取扱うものとする。 (1) 工事分担金、接続奨励金及び使用料については、当面は住民周知の額とし、合併後随時調整する。 (2) 利子補給制度については、当面は住民周知の内容とし、新規事業については、合併後調整する。 2 農業集落排水事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>宇摩合併協議会 <四国中央市；H16.4.1合併予定> 〔愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村〕</p> <p>（水道事業） ・水道料金及び加入金については、当分の間現行のとおりとする。 ・簡易水道料金及び加入金については、当分の間それぞれ現行のとおりとする。</p> <p>（下水道事業） ・下水道事業については、新市において、全体計画、事業認可の見直しを行う。 ・下水道受益者負担金については、負担金の積算方法及び合併前に賦課した地区に係る負担金額は、それぞれ現行のとおりとする。合併後に賦課する負担金に係る徴収方法、納期は基本的に伊予三島市の例による。 ・下水道使用料については、基本的に伊予三島市の例による。</p> <p>内子町・五十崎町合併協議会 <内子町；H16.10.1までに合併予定> 〔愛媛県 喜多郡 内子町、五十崎町、上浮穴郡 小田町〕</p> <p>（水道関係） 1 水道給水区域・事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 2 水道事業協議会については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 3 水道料金については、現行のとおり引き継ぎ、新町において調整する。ただし、算定上の端数処理など違いのあるところは合併時に調整する。 4 量水器の使用料については、現行のとおり新町に引き継ぎ、新町において統一料金に調整するものとする。ただし、算定上の端数処理など違いのあるところは合併時に調整する。 5 給水申込料について、役場管理の水道施設においては、均衡を保つように合併時に統一するものとする。 6 水道使用証明手数料については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	上・下水道事業
調整方針	資 料		

先 進 事 例	
<p>7 給水工事関連手数料について、役場管理の水道施設においては、合併時に均衡を保つよう調整するものとする。</p> <p>8 給水工事事業者認定に係る手数料については、五十崎町の例により調整する。ただし、既存の内子町の認定事業者については、徴収しないこととする。</p> <p>9 給水加入金について、役場管理水道施設内においては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。合併後の区域拡張に係る加入金はその都度設定する。</p> <p>10 工業用水区域・事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 （下水道関係）</p> <p>1 公共下水道事業の取扱いについては、現行のまま新町に引き継ぐものとする。</p> <p>2 合併処理浄化槽設置整備事業は、合併時に調整する。ただし、補助金額は、五十崎町の例により調整する。</p> <p>南宇和合併協議会 <愛南町；H16.10.1合併予定> 〔愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町〕</p> <p>（上水道業務） 上水道業務の取扱いについては、原則として現行のまま新町に引き継ぎ、新町移行後、随時調整する。</p> <p>(1) 浄水場等の主要施設・給水区域については、現行のまま引き継ぎ、新町移行後に事業、施設の統廃合等を随時調整する。</p> <p>(2) 水道料金等の使用料・手数料については、平成16年度は現行どおりとし、平成17年度から統一する。ただし、一本松町と松下寿電子工業株式会社の間において確認している水道料金については、現行のまま引き継ぎ、新町に移行後調整する。</p> <p>(3) 津島水道企業団からの受水地区については、現行のとおりとする。</p> <p>（下水道業務） 下水道業務の取扱いについては、原則として現行のまま引き継ぎ、新町に移行後速やかに調整する。</p> <p>宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会 <宇和島市；H16.10.1合併予定> 〔愛媛県 宇和島市、北宇和郡 吉田町、三間町、津島町〕</p> <p>（上水道事業） 水道事業会計は合併時に統一する。 水道給水区域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。合併時に新たに事業認可を受ける。 水道料金については、合併時に統一料金表を作成し、合併次年度より施行する。 新規加入金については、宇和島市・津島町を例に合併時に統一する。 手数料、特設配水管分担金については、宇和島市を例に合併時に統一する。 検針業務については、合併時まで調整する。 その他の水道事務事業については、合併時まで調整する。 簡易水道事業については、当面現行のとおりとする。</p> <p>（下水道事業） 下水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。新規事業計画については、合併後調整する。 受益者負担金、下水道使用料については、宇和島市の例により調整する。 その他の下水道事業については、宇和島市の例により調整する。 漁業集落排水事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。新規事業計画については、合併後調整する。 漁業集落排水事業における、受益者分担金、下水道使用料については、合併時までに適正な料金のあり方等について調整する。 その他の漁業集落排水事業については、宇和島市の例により調整する。</p>	<p>西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会 <H16.11.1合併予定> 〔愛媛県 西条市、東予市、周桑郡 丹原町、小松町〕</p> <p>1 水道事業 (1) 水道事業（経営変更認可）については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 (2) 水道料金については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 (3) 加入金については、東予市の例を基本に調整する。ただし、再設加入金については、20,000円とする。 (4) 手数料については、西条市、小松町の例を基本に調整する。 (5) 西条市西ひうち水道及び黒谷水道の水道料金等については、現行のとおりとする。ただし、西条市西ひうち水道の量水器使用料については、水道料金の量水器使用料に準じて調整する。</p> <p>2 下水道事業 (1) 公共下水道整備事業（全体計画）については、新市移行後早い時期に、小松町を含めた全体計画の見直しを行う。 (2) 下水道使用料については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 (3) 受益者負担金等について 単価については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 納期については、東予市、丹原町の例を基本に調整する。ただし、合併する年度までに賦課されたものについては、それぞれの旧市町の例による。 前納報奨金については、東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度までに賦課されたものについては、それぞれの旧市町の例による。 (4) 生活扶助世帯水洗便所改造資金補助金については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 (5) 水洗便所改造資金融資及び利子補給については、東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度までに融資を受けたものについては、それぞれの旧市町の例による。 (6) 西条市西ひうち下水道の使用料並びに分担金については、現行のとおりとする。</p> <p>八幡浜市・保内町合併協議会 <H16.12.31までに合併予定> 〔愛媛県 八幡浜市、西宇和郡 保内町〕</p> <p>1 簡易水道事業 (1) 管理運営等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (2) 水道料金については、当面は現行のとおりとする。</p> <p>2 上水道事業 (1) 管理運営等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (2) 水道料金については、当面は現行のとおりとし、随時調整する。 (3) 検針及び料金徴収の方法については、八幡浜市の例により調整する。 (4) 水道関係手数料、新規加入金等については、八幡浜市の例により調整する。 (5) メーター使用料については、保内町の例により調整する。</p> <p>3 下水道事業 (1) 下水道台帳の整備・管理については、新市において速やかに八幡浜市の台帳システムにより調整する。 (2) 私道における下水管布設の取扱いについては、保内町の例により調整する。 (3) 公共汚水樹設置の取扱いについては、八幡浜市の例により調整する。 (4) 公共下水道の受益者負担金については、八幡浜処理区・真穴処理区は現行のとおりとする。保内処理区については、供用開始前のため新市において調整する。 (5) 公共下水道の使用料については、八幡浜処理区・真穴処理区は現行のとおりとする。保内処理区については、供用開始前のため新市において調整する。 (6) 水洗便所改造及び除害施設設置資金融資あっせん及び利子補給制度については、八幡浜市の例により調整する。</p>